

目次

1	応募期間	1
2	お問合せ先	1
3	応募内容（応募するデザインの要件）	2
4	応募の流れ	3
5	応募上の注意点 【重要！】	5
6	「意匠提出書」の記入方法	5
7	創作したデザインの図面の作図方法や写真での表し方	9
8	「意匠提出書 ①概要書」の記載例	11
9	「意匠提出書 ②詳細書」の記載例	14

1 応募期間

令和6年6月24日（月）～9月27日（金）（消印有効）

2 お問合せ先

- ① パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局
独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT：インピット） 知財人材部内
TEL: 03-3581-1101 ex.3907
（大代表として特許庁につながりますが、内線3907で実行委員会事務局につながります）
FAX: 03-5843-7693
E-mail: jp-jz01@inpit.go.jp （アイ・ピー・ハイフン・ジェー・ゼット・01）
- ② 令和6年度デザインパテントコンテスト運営支援請負事業者
※コンテストの事務手続の一部分を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当該応募書類については、当館より守秘義務を課した上で、請負事業者が取り扱います。

株式会社セレスポ 内

令和6年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 1-20-7 末広ビル 3階

TEL: 03-5944-5199（平日 10:00～17:00）

E-mail: patentcontest2024@cerespo.co.jp

3 応募内容（応募するデザインの要件）

- (1) 「意匠法に定める意匠」であること。

注 1：商品の配列などの物品自体の形状ではないものや、花火などのように一定の形状を有しないもの等は「意匠法に定める意匠」に当たりません。¹

注 2：画像、建築物、内装のデザインは、本コンテストの対象外です。

- (2) 応募者の創作であること（他人のデザインではないこと）。

- (3) 公に発表されていないこと。

- (4) 他のコンテストに応募を行っていないこと。

※他のコンテストに応募すると、当該他のコンテストにおいてデザインの内容が公表され、意匠権を取得できなくなるおそれがあります。

- (5) 本コンテストとは無関係に既に意匠登録出願等を行ったものでないこと。

【注意】

- ・ **1人1件の応募とします。**

(パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。)

- ・ 公に発表されているデザインについては、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前にデザインが公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 他のコンテストに応募しているデザインについては、本コンテストに応募することはできません（本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には応募することができません。）。
- ・ 本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまでは（受賞者については出願手続きが済むまで）、他のコンテストへの応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に意匠登録出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。

¹ 以下の資料の[2]を御参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2023_nyumon/1_2_3.pdf

4 応募の流れ

- ① まずは応募方法を確認しましょう。

応募に当たっては、以下の動画が参考になりますのでご覧ください。

藤原麻里菜さんが解説！ 「無駄づくり」を通した発明

https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JogITZZ2DWEYvYle40bgoaPNpipoT2h%2b5fe7wg9gAMuSLlWGJD6Oqlm5v22po8

パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募に向けた解説動画

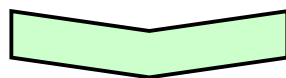
https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Course/P_coseview.aspx?JogITZZ2DWEYvYle40bgoaPNpipoT2h%2b5fe7wg9gAMsSMvHdTAB4v558vJBj1rJk

- ② ホームページから「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」をダウンロードしましょう。
- ③ 「書誌事項入力フォーム」を記入してオンライン応募フォーム又は CD、DVD に記録しましょう。
- ④ 「意匠提出書」「先行意匠文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォーム又は CD、DVD に記録しましょう。
- ⑤ 「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」「先行意匠文献」を提出しましょう。

①

まずは応募方法を確認しましょう

事前に、この「デザインパテントコンテスト応募の手引き」をよくお読みください。



②

ホームページから「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」をダウンロードしましょう

以下のホームページから特設サイトにアクセスし、「応募方法」ページから「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」をダウンロードしてください。

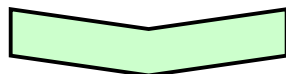
URL: <https://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/index.html>

「意匠提出書」の記載例を本資料の最後に記載しましたのでお読みください。

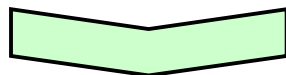
応募の際には、特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」という。）等を利用して、応募するデザインに類似する登録意匠や意匠公知資料がないかどうかの調査（以下、「先行意匠調査」という。）を行っていただき、その結果を「意匠提出書」に記入するとともに、調査した中で最も類似する意匠の文献情報（以下、「先行意匠文献」という。）を提出してください（電子データで提出される場合は、「J-PlatPat」の「文献単位 PDF 表示」等の機能にて文献の PDF ファイルを取得し、添付してください。）。



③	「書誌事項入力フォーム」を記入してオンライン応募フォームに登録又はCD、DVDに記録しましょう ②でダウンロードした「書誌事項入力フォーム」(Microsoft® Excel®形式)に必要な事項を入力して、オンライン応募フォームに添付又はCD、DVDに記録してください。 複数の作品に応募する際(先生が複数の生徒の作品をまとめて応募する場合など)は、一つのファイルに複数作品分を入力することができます。
---	---



④	「意匠提出書」「先行意匠文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォームに添付、又はCD、DVDに記録しましょう 「意匠提出書」「先行意匠文献」を紙に印刷するか、オンライン応募フォームに添付、又は「書誌事項入力フォーム」を記録したCD又はDVDと一緒に記録してください。 紙に印刷して提出する場合、「意匠提出書」「先行意匠文献」は書類ごとにステープラ等で留めてください。 CD又はDVDに記録する場合、「意匠提出書」「先行意匠文献」はそれぞれ別ファイルとし、ファイル名の先頭に「書誌事項入力フォーム」のA列に記載された番号をつけてください(例1: 001 意匠提出書.docx)(例2: 001 先行意匠文献1.pdf)。複数の応募作品を一つのCD又はDVDに記録して提出する場合は、フォルダを設けず、直下に全てのファイルを記録してください。
---	---



⑤	「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」「先行意匠文献」を提出しましょう 「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」「先行意匠文献」を、セットにして運営事務局宛にご提出ください。 なお、電子メール、ファックス等のオンライン応募フォーム及び郵送以外による提出や、実物見本・ひな形による提出は受け付けていません。
---	---

【応募書類の提出先】

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 1-20-7 末広ビル 3 階
 株式会社セレスポ 内
 令和6年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営事務局
 TEL: 03-5944-5199 (平日 10:00~17:00)

※応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡を送信します。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はパテントコンテスト/デザインパテントコンテスト運営事務局までお問い合わせください。

5 応募上の注意点 【重要！】

・ 1人1件の応募とします。

(パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト両方への応募は可能です。ただし、受賞はパテント・デザインいずれかの一部門のみの受賞となります。)

- ・ 図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。各図の整合性がない不正確な図面による応募は本コンテストの選考対象外となりますのでご注意ください。(例：フリーハンドで記載したことにより各図の整合性がない図面)
- ・ 応募者が未成年（18歳未満）である間は、意匠登録出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）の同意及び手続が必要となります。
- ・ 意匠出願時の出願書類に記載した事項（住所・法定代理人の有無等）は、意匠登録後、閲覧請求の対象となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ グループで応募する場合は、真の創作者（デザインの創作に実質的に関与した者。一般的なアドバイスや指導をした教職員等は創作者に含まれません。）を全員記載してください。また、複数人（複数の創作者）での応募の場合、担当教職員に法定代理人（親権者）の同意を人数分とりまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。応募後の創作者の追加はできません。
- ・ 1件の応募書類には、一つのデザインのみを記載してください。
- ・ 関連意匠、部分意匠又は組物の意匠²として意匠登録出願を行う必要が生じるデザインの応募については、本コンテストの選考対象外とします。
- ・ 応募資格を有しない者と共同して創作したデザインの応募は認められません。
- ・ 大学生、専修学校生、大学校生は、研究活動等に関連するデザインを応募する場合、ご自身の学校における発明等に関する取扱いの規定等を事前に確認するとともに、本コンテストに応募することを指導教員等と相談してください。
- ・ 応募書類に記入いただいた事項等について、当館から応募者に確認をさせていただく場合がございます。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募の際はデザインパテントコンテスト用の様式で提出してください。毎年誤ってパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。
- ・ 学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マインドの向上と、知的財産権制度への理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

6 「意匠提出書」の記入方法

デザインパテントコンテストへの応募には、「書誌事項入力フォーム」「意匠提出書」「先行意匠文献」が必要です。

「意匠提出書」には、①概要書と②詳細書（図面、写真を含む）があります。

² 以下の資料の[4]を御参照ください。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2023_nyumon/1_2_3.pdf

① 「概要書」の記載項目

i) デザインの説明

創作したデザインの内容を簡単に説明してください。

説明する内容は、「どのようなものか」、「どのように使うのか」、「創作したデザインのポイントや特徴点は何か」、「創作するにあたり参考にしたもの是何か」を簡単に説明します。

ii) 創作したデザインの物品の全体が分かる図面

創作したデザインの物品の全体形状が分かり、使い方が分かる使用状態を表す図面を記載してください。実際に見本や試作品などを作った場合は、写真でも構いません。複数の図面や写真を提出しても構いません。

また、「i) デザインの説明」の記述では表せないことなどを、引き出し線を用いて図面や写真に説明を記述しても構いません。

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図面や写真を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

iii) 先行意匠調査について

本コンテストに応募するに当たって、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 等を使用して、先行意匠調査を行い、その手段・方法、調査範囲、結果について記載してください。

検索の際には、例えば、創作したデザインの商品に対応する日本意匠分類³や、出願日、登録日により、調査対象文献の期間や範囲を絞り込む等の工夫をしながら、先行意匠文献が存在しないかどうかを調べてみましょう。

「iii) 先行意匠調査について」には、先行意匠の調査の手段・方法、具体的な検索条件（日本意匠分類、対象期間、検索式等）や検索結果（ヒット件数、目視調査を行った件数等）を記載してください。また、調査を行った中で、創作したデザインに最も近いと思った先行意匠の文献情報（意匠登録番号、図面、簡単な説明等）について記載してください。

iv) 課題発見の経緯等について ※特許庁長官賞⁴への応募希望者のみ

応募したデザインを思いついたきっかけなどに関連して、以下の点について記載してください。

- ・ 課題を発見した経緯（自身の体験など）やその着眼点（解決したい課題を発見するために何に注目したかなど）
- ・ 課題解決の検討のために行った取組
- ・ 着目した課題と社会や身の回りの課題（SDGs、環境問題、地域・学校特有の課題等）との関連性

v) 社会への普及に向けた取組について ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

今回応募するデザインの社会への普及に向けた取組として、以下の点について記載してください。

- ・ 商品化に向けた工夫
- ・ 先行意匠と比較して優れている点

³ 日本意匠分類

https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/index.html

⁴ 令和4年度から、特許庁長官賞は、コンテストに応募された作品のうち、①課題発見にいたる経緯やその着眼点及び課題の解決に向けた取組、②意匠の社会への普及に向けた取組について、特に優れたものに対して授与するものとなりました。

② 「詳細書」(1ページ目)の記載項目

【書類名】

書類の名称は「デザインパテントコンテスト応募願」となります。

【提出日】

デザインパテントコンテスト事務局に提出する年月日または郵便局に差し出す年月日となるべく記載します。

【あて先】

「パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト事務局 宛」と記載します。

【意匠に係る物品】

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品に係るものであるかを、例えば「机」や「椅子」などのように記載してください。

※【意匠に係る物品】の欄の記載の具体例は、特許庁ホームページから検索できます。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠法施行規則別表、意匠に係る物品等の例(旧意匠法施行規則別表第一・別表第二)>意匠に係る物品等の例)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/h23_zumen_guideline/appendix_01.pdf

【意匠の創作をした者】

創作をした個人の【住所又は居所】および【氏名】をもって表示します。また、創作者が複数いるときは、全員の【住所又は居所】および【氏名】を記載してください。

【住所又は居所】

住所には、住民票などのとおり、〇県〇市(〇郡)〇町(〇村大字〇字〇)〇丁目〇番〇号のように詳しく記載します。【住所又は居所】として学校の所在地を記載する場合は、事前に学校の許可を得た上で、最後に〇〇学校内との記載を追加して下さい。

【氏名】

氏名には戸籍上の氏名(本名)を正確に記載します。

【デザインパテントコンテスト応募者】

デザインパテントコンテストで選考されると意匠登録出願の支援対象となりますが、この【デザインパテントコンテスト応募者】は、出願する際の出願人、意匠登録になった際の権利者になる者の【住所又は居所】および【氏名】を記載します。本コンテストにおいては、原則【意匠の創作をした者】と同一の者を記載してください。なお、応募者が複数いるときは、全員の【氏名】等を記載してください。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願(通常・部分・関連・秘密)」P23)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-01.pdf 【意匠の創作をした者】参照

【住所又は居所】と【氏名】

氏名等は、【意匠の創作をした者】の欄と同様に記載します。

【提出物件の目録】

願書に添付して提出する書類の名称と部数を【物件名】の後に記載します。「図面」が複数ページであっても部数は 1 となります。図面に代えて、写真を提出するときは、例えば「図面」の語を「写真」のように置き換えて記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」P 25)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyu_guideline/isyu_guideline-01.pdf 【提出物件の目録】参照

【意匠に係る物品の説明】

創作したデザインの使用目的、使い方、機能など、創作したデザインの物品がどのようなものか理解できるような説明を記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」P 26)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyu_guideline/isyu_guideline-01.pdf 【意匠に係る物品の説明】参照

【意匠の説明】

その物品の材質や大きさが理解できない場合、手が動くおもちゃのように物品が機能に基づいて変形する場合、透明な部分を有する場合など、物品名や図面などを見ても意匠がよく分からないときには、意匠の理解を助けることができるような説明を記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」P 26)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyu_guideline/isyu_guideline-01.pdf 【意匠の説明】参照

② 「詳細書」（2ページ目以降）の記載項目

【書類名】

書類名には、創作したデザインを図面で表すのか、写真で表すのかなどを記載します。（【提出物件の目録】で記載した物件に該当します。）

その下に図面、写真のいずれの場合も、創作したデザインを正投影図法などにより、表します。その際には個々の図面や写真がどの面から見たものであるかを、正面図、背面図、左側側面、右側側面、平面図、底面図などのように記載します。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部「1. 意匠登録出願（通常・部分・関連・秘密）」P 27)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyu_guideline/isyu_guideline-01.pdf 【書類名】参照

電子データで提出する場合、Microsoft® Word 以外のソフトウェアを用いた図面や写真を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word のみでも表示が可能なデータとしてください。

7 創作したデザインの図面の作図方法や写真での表し方

<紙媒体により図面で応募する場合>

図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。

各図の整合性がない不正確な図面による応募は出願支援対象に選出することができません。

i)図面を記載する用紙について

図面の用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス（白色のもの）、白色画用紙、白色上質紙または印画紙を縦長にして用います。余白は少なくとも用紙の左に2cmをとります。

ii)図面の記載方法

図面は、濃墨、黒色インキまたは変色しにくい絵の具で鮮明に描きます。鉛筆、カラーインキ、クレヨンなどは使用できません。

線の太さは、実線および破線は約0.4mm（切断面を表す平行斜線は約0.2mm）、鎖線は約0.2mmとし⁵、図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはなりません。

図形の中には中心線、基線、指示線、符号、文字その他意匠を構成しない線を記入しないでください。

立体表面の形状を特定するための陰を表す線や点などを記載する場合は、その旨を【意匠の説明】の欄に記載する必要があります。

立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図および底面図をもって一組として記載します。ただし、次の場合には、【意匠の説明】の欄にその旨を記載すれば、図の省略が可能です。

<図の省略例>

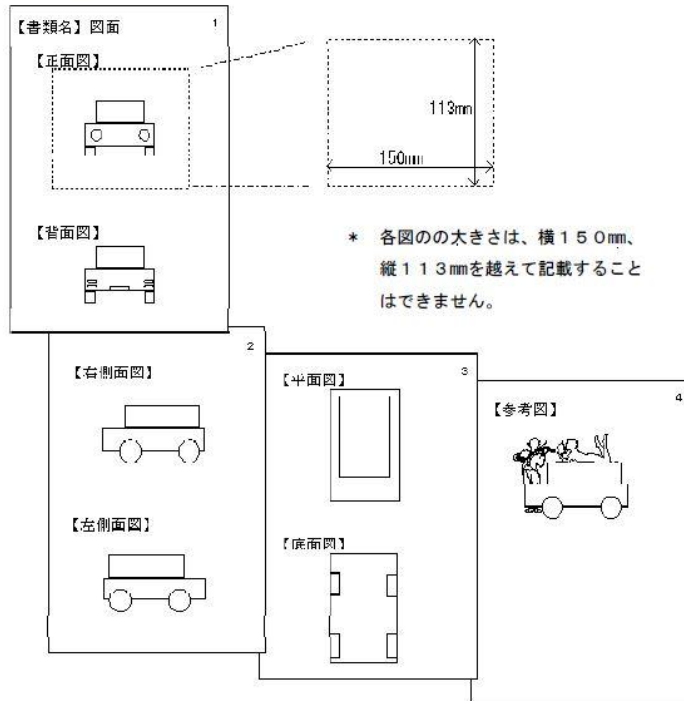
正面図と背面図が同一または対称の場合	→ 背面図
左側面図と右側面図が同一または対称の場合	→ 一方の側面図
平面図と底面図が同一または対称の場合	→ 底面図

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部 出願手続 4.図面)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-04.pdf

⁵ これらの線の太さは、目安です。線の太さが太すぎたり細すぎたりすると、意匠の形状等を把握できなくなり、選考を行えなくなる場合があるのでご注意ください。

(基本的な作成例)



<写真等で応募する場合>

図面に代えて写真で応募することができます。

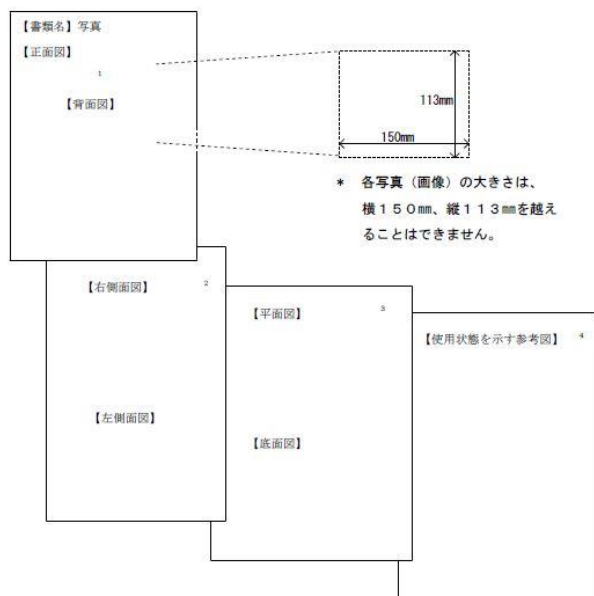
この場合は意匠法施行規則の様式第7に従い、背景に他のものの入らない写真を用紙に貼り付けます。

写真の大きさは横150mm 縦113mm 以下にして、A4サイズの用紙に貼り付けます。

(特許庁ホームページ>制度・手続>法令・施策>法令・基準>基準・便覧・ガイドライン>意匠>意匠登録出願等の手続のガイドライン>第一部 出願手続>5.写真 参照)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/isyou_guideline/isyou_guideline-05.pdf

(基本的な作成例)

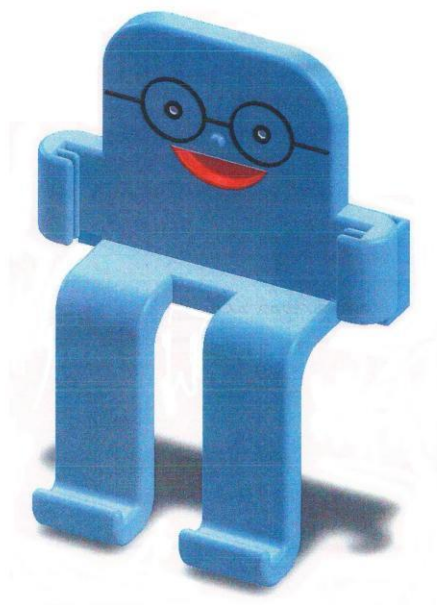


8 「意匠提出書 ①概要書」の記載例

1) デザインの説明

- ・ 小人型のカード立てが付いたフックである。
- ・ 足がフックになっている。
- ・ カード立ては、体の前側に設けられており、両手はカードを掴むことができるようになっている。
- ・ カード立ては、カードキーを置くことができ、メッセージカード立てとしても使用できる。
- ・ 背中の部分には、収納スペースを設けている。
- ・ お尻の部分に粘着シールやマグネットシールを貼ることで、様々なところに座らせることができる。

2) 創作したものの全体が分かる図面



「どのようなものか」、「どのように使うのか」、「創作したデザインのポイントや特徴点は何か」、「創作するにあたり参考にしたものは何か」を簡単に説明してください。

人型をイメージさせる形状

創作したものの全体形状が分かり、使い方がわかる使用状態を表す図面を記載してください。実際に見本や試作品などを作った場合は、写真でも構いません。

3) 先行意匠調査について

先行意匠調査には、インピット（INPIT、工業所有権情報・研修館）がインターネット上に無料で提供している J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）の意匠検索を使うと良いでしょう。
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

J-PlatPat の基本的な使い方については、特許情報プラットフォームマニュアルを参考にしてください。J-PlatPat トップページ「マニュアルダウンロード」をクリックすると、特許情報プラットフォームマニュアルを閲覧する画面が開きます。

調査を行った中で、応募作品に最も近いと思った先行意匠（意匠登録番号、図面、簡単な説明等）について下記の例を参考に記載してください。

先行意匠調査の手段・方法	特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）での日本意匠分類・Dターム検索
先行意匠調査の範囲 （意匠分類、対象期間、検索式、ヒット件数など）	検索式: D620D □□件 F27241+F27242 □□件 ○○○ □□件 期間: 20XX0101～20XX0801
先行意匠調査の結果	ヒットした××件の内容を確認した。 近い意匠には以下のものがあつたが、○○○○○○○○○○の点で相違している。 意匠登録 8888888 意匠登録 9999999 本コンテストに応募するに当たって特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等を使用して行った先行意匠調査について、その手段・方法、調査範囲、結果について記載してください。

4) 課題発見の経緯等 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

パテント部門の応募の手引きの記載例を参考に、課題を発見した経緯やその着眼点、課題解決の検討のために行った取組及び着目した課題と社会や身の回りの課題との関連性を説明して

ください。

5) 社会への普及に向けた取組 ※特許庁長官賞への応募希望者のみ

パテント部門の応募の手引きの記載例を参考に、今回応募する意匠の社会への普及に向けた取組として、商品化に向けた工夫及び先行意匠と比較して優れている点について記載してください。

9 「意匠提出書 ②詳細書」の記載例

【書類名】 デザインパテントコンテスト応募願

【提出日】 令和6年〇〇月〇〇日

【あて先】 パテントコンテスト／デザインパテントコンテスト事務局 殿

【意匠に係る物品】 カード立て付フック

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2

【氏名】 意匠一郎

【デザインパテントコンテスト応募者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2

【氏名】 意匠一郎

【提出物件の目録】

【物件名】 図面 1

【意匠に係る物品の説明】

この物品はカード立てが付いたフックである。

【意匠の説明】

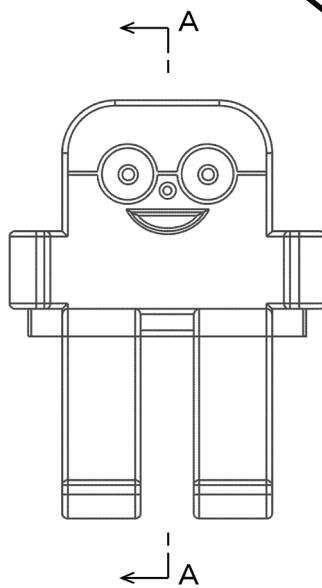
本物品は約〇〇cmの大きさです。

●底面図は平面図と対称にあらわれるため省略する。

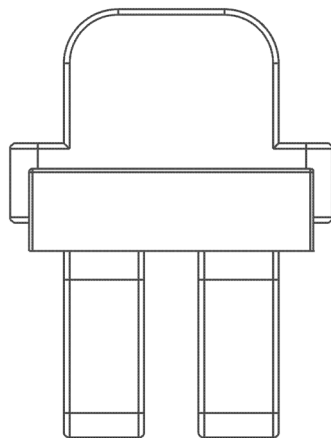
図を省略する場合は例として
このように記載

【書類名】 図面

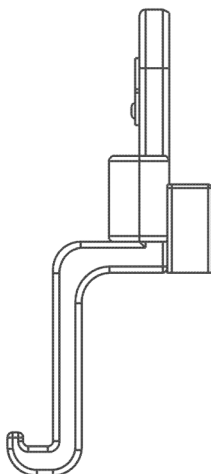
【正面図】



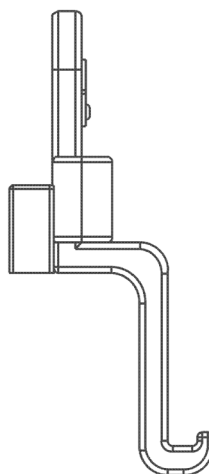
【背面図】



【左側面図】



【右側面図】

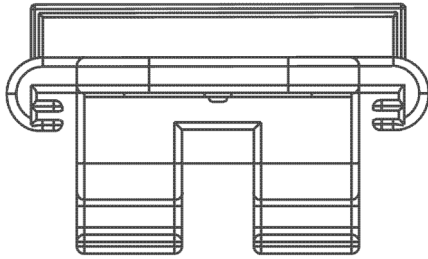


立体を表す図面は、原則、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図および底面図をもって一組として記載します。

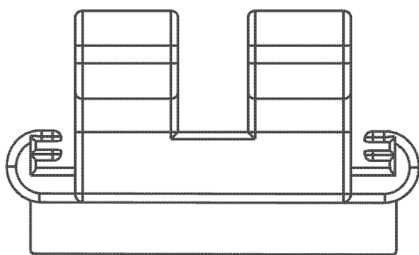
図面を作成する場合には、定規・コンパス・製図用ソフトウェアを用いるなど、各図の整合性がある正確な図面を記載するようにしてください。各図の整合性がない不正確な図面による応募は出願支援対象に選出することができません。

図面を正確に、きれいに作成していることも選考の際のポイントになります！

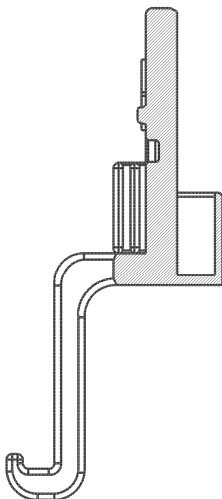
【平面図】



【底面図】



【A-A 線断面図】



(出典) 意匠登録第1597695号
平成28年度デザインパテントコンテスト
選考委員長特別賞受賞作品「キーフック」